

品川区かかりつけ薬局機能推進事業実施要綱

制定 平成17年11月22日区長決定
平成17年11月 要綱第96号
平成21年 3月 要綱第29号
平成27年 3月 要綱第81号
令和 2年 4月 要綱第41号

(目的)

第1条 この要綱は、地域の薬局が、かかりつけ薬局としての機能を発揮し、薬の重複投与、飲み合わせ等による副作用を防止するとともに、服薬指導や薬についての相談、医療・福祉サービスに関する情報提供を行うことにより、区民の健康に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 かかりつけ薬局とは、品川区に所在し、区民が地域で日常的に利用する薬局で、本事業に参加する薬局をいう。

2 地区薬剤師会とは、品川区薬剤師会をいう。

(事業内容)

第3条 区長は、かかりつけ薬局機能推進のための普及啓発の他、次の事業を行うものとする。

- (1) 区民の薬に関する相談に応じるための相談窓口（以下「お薬相談窓口」という。）の設置・運営
- (2) 休日応急診療に対応した調剤等地域医療の充実に向けた体制整備
- (3) 大規模災害発生時の医薬品提供体制の整備
- (4) 地域の医療連携を図るための地区医師会、地区歯科医師会等地域医療関係者・福祉施設関係者との意見調整

(事業委託)

第4条 区長は、前条（1）の事業の実施および（2）、（3）の検討について、地区薬剤師会に委託する。

(委託料)

第5条 区長は、第4条に定める事業委託経費として、地区薬剤師会に、予算の範囲内で、別に締結する契約により委託料を支払うものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。